

## 分科会③

### 更生支援～地域で生きるを応援する～

全国 SST 保護司研修責任講師 **片柳 光昭** みやぎ心のケアセンター せんだい G&A クリニック  
**北東北の保護司**

司会進行 **八木原 律子** 明治学院大学名誉教授

コーディネーター **品田 秀樹** 新潟県長岡地区保護司会副会長

1989 年（平成元年）法務総合研究所での保護観察官研修及び東京保護観察所の直接処遇班に前田ケイ先生（ルーテル学院大学教授）が SST を紹介されてから 35 年が経ちました。1993 年（平成 5 年）矯正局長依命通達「少年院の運営について」の一部改正を受け 1995 年から少年院教官のための SST 研修が実施され、少年院で「社会適応訓練」などの授業が始まり、教官が少年と行う個人 SST も広まりました。刑事施設では 2006 年（平成 18 年）に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」により、特別改善指導における就労指導、その他の諸部門での SST が展開されています。

2013 年（平成 25）年度、日本更生保護協会及び、全国保護司連盟が「保護司のための SST 研修」事業を開始し、現在も継続して行っています。

日本更生保護協会が、全国保護司会の自主研修会で面接+SST を保護司の処遇技法として推進してきた経過は、処遇のヒントを SST 普及協会の講師と共に悩み考えてきた歩みでもあります。それは SST 普及協会が進めている「主体的人生のためのリカバリー支援/当事者との協働創造 Co-Production による SST」すなわち、パーソナルリカバリーの実践でもありました。

当事者は、教育、福祉、医療、矯正・更生保護など別々の世界に生きているのではなく、支援を受けながら共に地域で暮らしています。共通の支援技法としての SST の理論、方法が有効であることを確認しながら、つながる SST（リカバリー支援の連携）について考えてみたいと思います。

- 1 更生保護とは（全ての当事者は地域で生きていくということ）
- 2 矯正の場での SST
- 3 更生保護での SST 保護司のための SST 講師から／参加保護司から
- 4 質疑応答・意見交換